令和８年 10 月

令和９年度版：特定親族特別控除について

納税義務者に、生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等で、合計所得金額が一定金額以下の控除対象扶養親族に該当しない者（以下「特定親族」といいます。）がいる場合には、一定の金額の所得控除が受けられます。これを特定親族特別控除といいます。

○特定親族に該当する要件

その年の 12 月 31 日の現況で、次の要件のすべてに当てはまる方です。

- 年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族（配偶者及び青色事業専従者等を除く）であること
- 合計所得金額が 62 万円超 123 万円以下（給与収入のみの場合は収入金額 136 万超 197 万円以下）
- 特定親族自身が特定親族特別控除を適用していないこと
- 納税義務者と生計を一にしていること

【特定親族特別控除額の一覧表】

特定親族の合計所得金額 （収入が給与だけの場合の収入金額※）	控除額	
	住民税 （市県民税）	所得税
62 万円超～85 万円以下（136 万円超～159 万円以下）	45 万円	63 万円
85 万円超～90 万円以下（159 万円超～164 万円以下）	45 万円	61 万円
90 万円超～95 万円以下（164 万円超～169 万円以下）	45 万円	51 万円
95 万円超～100 万円以下（169 万円超～174 万円以下）	41 万円	41 万円
100 万円超～105 万円以下（174 万円超～179 万円以下）	31 万円	31 万円
105 万円超～110 万円以下（179 万円超～184 万円以下）	21 万円	21 万円
110 万円超～115 万円以下（184 万円超～189 万円以下）	11 万円	11 万円
115 万円超～120 万円以下（189 万円超～194 万円以下）	6 万円	6 万円
120 万円超～123 万円以下（194 万円超～197 万円以下）	3 万円	3 万円
123 万円超～（197 万円超～）	―	―

※特定支出控除の適用がある場合には表の金額とは異なります。

（注意）同一の者を複数の納税義務者が重複して特定親族特別控除の対象とすることはできません。